

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

(大任町) 平成20年3月策定

1. 現状 (平成19年4月1日現在)

区分	平均年齢	職員数	平均給与月額	A/B
大任町	-	7	(A)	-
用務員	55.3	3	273,566	1.22
学校給食	57.0	2	243,500	1.07
水道職員	39.0	2	206,450	-
民間類似職種	-	-	(B)	-
用務員	51.4	-	224,000	-
調理士	39.9	-	227,000	-

- ※ 「平均給与月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの月額と毎月支払われるすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員実態調査において明らかにされているものである。
- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業種内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

2. 基本的な考え方

技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同種の職種に従事する者との均衡に留意しながら、国、県における職員の給与等を参考とし、適正な給与制度・運用となるよう努めます。

また、職員については、退職不補充とし、臨時職員等を活用する計画である。

3. 具体的な取組内容

平成19年度から全職種を対象とした新たな勤務成績評定制度を導入し、勤務成績が昇給に反映している。

現在、小学校が2校あり学校給食については、技能労務職員2名と臨時職員5名で対応している。

4. その他

学校給食と用務員の平均年齢が、56.1歳と高いため今後においては、職務の性格や内容を踏まえつつ、臨時職員で対応できる職種については、それを取組み推進していきたい。

現在、水道職員の浄水場勤務職員に特殊勤務手当（ポンプ操作手当 月額2,500円）を支給しているが、大任町行政改革大綱に基づき、特殊勤務手当の廃止に向けての見直しを検討中である。